

意見提出者一覧及び意見に対する電気通信事業紛争処理委員会事務局の考え方

意見提出者一覧

受付順	意見提出日	意見提出者	代表者氏名等	
1	平成 18 年 8 月 16 日	KDDI株式会社	代表取締役社長	小野寺 正
2	平成 18 年 8 月 17 日	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	代表取締役社長	中村 維夫
3	平成 18 年 8 月 17 日	ソフトバンクBB株式会社 BBテクノロジー株式会社 日本テレコム株式会社 ボーダフォン株式会社	代表取締役社長 代表取締役社長 代表取締役社長 代表執行役社長兼 CEO	孫 正義 孫 正義 倉重 英樹 孫 正義
4	平成 18 年 8 月 17 日	株式会社ジェイコム東京 株式会社ジェイコムさいたま 土浦ケーブルテレビ株式会社 株式会社ジェイコム千葉 株式会社ジェイコム札幌	代表取締役社長 代表取締役社長 代表取締役社長 代表取締役社長 代表取締役社長	高橋 進 清水 茂昭 松浦 泰三 森井 敏晴 三原 健

		株式会社ジェイコム関東 株式会社ジェイコム湘南 福岡ケーブルネットワーク株式会社 株式会社ジェイコム北九州 株式会社ケーブルビジョン21 株式会社ケーブルネット下関 株式会社ジェイコム関西 北摂ケーブルネット株式会社 株式会社ケーブルネット神戸芦屋	代表取締役社長 代表取締役社長 代表取締役社長 代表取締役社長 代表取締役社長 代表取締役社長 代表取締役社長 代表取締役社長 代表取締役社長	伊藤 聡 入江 徳次 北川 文雄 古賀 祐治 田中 政彦 斉藤 稔 澤 英明 長谷川 亨 櫻井 隆
5	平成 18 年8月 17 日	日本ケーブルテレビ連盟	理事長	唐津 俊二郎
6	平成 18 年8月 17 日	モバイル・コンテンツ・フォーラム事務局	座長	東邦 仁虎

意見に対する電気通信事業紛争処理委員会事務局の考え方

1. 【想定される市場環境の変化（第2章関係）】

頁	行	意見	考え方
6	8	意見1 IP化の進展に伴い、レイヤー間の紛争処理機能が必要となるという認識に賛同。	考え方1
		<p>委員会のIP化の流れを受けた電気通信事業における基本認識に賛同する。特に、レイヤーを縦断するモデルが今後、大きな問題となるという認識は重要であり、これまで電気通信事業者間の紛争を対象としてきた委員会の将来像にレイヤー間の紛争処理機能を追加する必要となる環境が出現することが明示されたことは大きな意味があると考える。</p> <p style="text-align: right;">(MCF)</p>	本案に対して賛成のご意見と承る。

2. 【環境変化に伴い発生が想定される紛争とその対応の方向性（第3章関係）】

頁	行	意見	考え方
		<競争状況の多様化>	
17	1	意見2 競争環境に悪影響を及ぼすアライアンスが問題であり、特に、ボトルネック性が高い下位レイヤーから上位レイヤーへの市場支配力の行使に重点を置いて対処すべき。	考え方2
		<ul style="list-style-type: none"> ・ アライアンスそのものが、直ちに好ましくないというのではなく、レバレッジや市場閉鎖を通じて他事業者に対して差別的な取扱いを行う等の、競争環境に悪影響を及ぼすアライアンスこそが問題であるということを認識することが重要です。 ・ すなわち、アライアンスの中でも特に注視が必要となるのは、一方の当事者、若しくは両方が、市場支配力を有している場合であると考えます。 ・ IP化の進展により、今後、上位レイヤーと下位レイヤーとの融合が進んでいくことが想定されますが、下位レイヤーの市場支配力はネットワークのボトルネック性と密接に関係するものであり、容易に解消できるものではない 	<p>本案に対して賛成のご意見と承る。</p> <p>なお、アライアンスに係る紛争の解決に当たっては、事案ごとに、取引の技術的・経済的実現可能性、アライアンスが市場に及ぼす影響、アライアンス内外の同等性といった点に留意して対処すべきと考えます。</p> <p>ご指摘の「ボトルネック性が高い下位レイヤーから上位レイヤーへの市場支配力の行使」は、アライアンスが市場に及ぼす影響の重要な要素の一つと認識している。</p>

		<p>点において、下位レイヤーの市場支配力の行使の方により注意を払う必要があると考えます。一方で上位レイヤーについては、様々なプレイヤーが比較的容易に市場に参入でき、競争もより激しく、仮に市場支配力が存在したとしても、下位レイヤーにおいて市場支配力を有する事業者が上位レイヤーに参入する場合を除けば、長期的・安定的なものとはなりえないものと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 従って、アライアンスに係る紛争事案としては、特にボトルネック性が高い下位レイヤーから上位レイヤーへの市場支配力の行使に重点を置いて対処すべきであると考えます。 <p>(ソフトバンクグループ)</p>	
—	—	<p>意見3 適正なプラットフォーム利用料を交渉する場として紛争処理委員会の機能が必要。</p> <p>一方で、レイヤー間の紛争については、個別事業者間だけの問題ではなくコンテンツ・アプリケーションレイヤーに参加する業界全体に影響を与えるため、通信事業者とコンテンツ・アプリケーション事業者代表との交渉を想定した制度設計が必要であるとする。例えば、アライアンス等によりクローズなプラットフォーム環境をオープンな環境に移行する場合、通信事業者の構築コストを適正なプラットフォーム利用料を設定するという方法により公平でオープンな競争環境を実現するというスキームが想定される。このような適正なプラットフォーム利用料を交渉する場として紛争処理委員会の機能が必要となると考えられる。</p> <p>(MCF)</p>	<p>考え方3</p> <p>事業者代表の手続きへの参画、プラットフォーム利用料に関するご指摘については、あっせん及び仲裁の制度運用及び対象範囲の今後の検討に当たって参考とさせていただきます。</p> <p>なお、一般論としては、当委員会があっせん等を行える紛争事案についても、まずは、事業者間の協議による解決に努め、そうした協議によっても解決困難なものについて、当委員会があっせん等により解決を目指すことが望ましいと考える。</p>
		<次世代ネットワークへの移行>	
19	13	<p>意見4 NGNにおける紛争解決は、次世代ネットワークの接続ルールの在り方について検討する場での議論を踏まえ、策定されるNGNに関する競争ルールにより対応すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ NTT東西の構築する次世代ネットワーク（以下、「NGN」という。）に関しては電気通信事業法による明確な事前ルールが存在するものと理解しています。すなわち、NTT東西の構築するNGNは、NTT東西の既存のボトルネック設備と一体で構築されるものであり、当初より第一種指定電気通信設備とし 	<p>考え方4</p> <p>NTT東・西が構築する次世代ネットワークの接続ルールの在り方については、ご指摘のように、今後、規制当局（総合通信基盤局）において具体的な検討が始められるものと承知。</p>

		<p>て指定を受けるものと理解しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> また、「IP化の進展に対応した競争ルールの在り方に関する懇談会」報告書案において、「次世代ネットワークの接続ルールの在り方について検討する場を設置し、速やかに具体的な検討を始めることが適当である。」とされており、NGNにおける紛争解決は、これらの議論の結果、策定されるNGNに関する競争ルールに則って対応頂くことになるものと理解しています。 <p>(ソフトバンクグループ)</p> 	<p>接続ルールが策定されても、明確な事前ルールが存在しないような場合における紛争については、電気通信事業法の趣旨を踏まえつつ、当該取引に関連する諸規範を考慮して総合的に対処することが適切であると考えます。</p>
		<PSTNのトラヒック減少>	
21	8	<p>意見5 接続料をめぐる事業者間の紛争については、接続料決定の実態に即して検討することが適当。</p> <ul style="list-style-type: none"> NTT東西の接続料上昇に伴い、サービス内容及びトラヒック内容の異なる事業者間において接続料の合意が困難になるケースが懸念されます。 このような紛争解決は、本案にもありますとおり、接続料決定に関する商慣行まで含め、実態に即して検討することが適当であると考えます。 <p>(ソフトバンクグループ)</p>	<p>考え方5</p> <p>本案に対して賛成のご意見と承る。</p>
		<MVNOとMNOの間の接続等>	
22	10	<p>意見6 MVNOに係る紛争事案については、ガイドラインの改正を踏まえて対応する方針に賛同。</p> <ul style="list-style-type: none"> MVNOに係る紛争事案に対しては、「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」(以下「MVNOガイドライン」という。)の改正を踏まえて対応する方針に賛同します。 なお、紛争解決には当事者双方が莫大な労力を要することを考慮すると、可能な限り紛争は事前に回避されるべきであり、MVNOガイドラインの改正に際しては、MVNOに関する制度上の整理等について、MVNO/MNOの双方にとって可能な限り明確で具体的な内容を規定して頂くことが望ましいと考えます。 <p>(ソフトバンクグループ)</p>	<p>考え方6</p> <p>本案に対して賛成のご意見と承る。 ガイドラインの改正に関するご指摘については、規制当局(総合通信基盤局)に対するご要望として承る。</p>
		<新規・既存事業者間のローミング>	
22	26	<p>意見7 ローミングに係る紛争解決に当たっては、利用者利便の確保の観点だけでなく、事業者間競争環境への影響や費用負担の適</p>	<p>考え方7</p>

		<p>正性等、様々な観点からの検討が必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ローミングに関しては事業者間協議により推進することが基本であると考えますが、紛争に発展した場合のことを考慮すると、何らかのルール整備を事前に行っておくことは有効であると考えます。 また、紛争解決に際しては利用者利便の確保の観点だけでなく、事業者間競争環境への影響や費用負担の適正性等、様々な観点からの検討が必要になるものと考えます。 <p>(ソフトバンクグループ)</p>	<p>当委員会による紛争処理は電気通信事業法に基づくものであり、それに当たっては、利用者利便の確保のほか、公正な競争促進等の観点も踏まえて行う必要があるが、その点について必ずしも明確でなかったことから、記述を一部修正する。</p>
		<電柱・管路等の公平な利用>	
23	18	<p>意見8 電柱・管路等の利用に関する紛争解決に当たっては、公正競争の確保の観点が不可欠。また、事業者から得た情報については、紛争処理に活用するとともに、必要に応じてガイドライン等にも反映すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> NTT 東西が、ボトルネック性の源泉である線路敷設基盤を保有しているため、IP化進展の過程においても優位な立場にあるとする見解に賛同します。 紛争解決にあたっては、線路敷設基盤の利用の不公平性を勘案しつつ、公正競争環境を確保するという視点が不可欠です。 また、情報交換の強化により事業者から得た情報については、実際の紛争処理に活用すると共に、必要に応じて適宜「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」等にも反映すべきであると考えます。 <p>(ソフトバンクグループ)</p>	<p>考え方8</p> <p>当委員会による紛争処理は、電気通信事業法に基づくものであり、それに当たっては、公正な競争促進という観点を踏まえて行う必要がある。</p> <p>情報交換の強化等により事業者から得た情報に基づく知見については、勧告の活用等を通じて、ご指摘のガイドライン等を含め競争ルールに積極的にフィードバックしていくことが望ましいと考える。</p>
		<ネットワーク高度化に伴うメタル線の撤去>	
26	17	<p>意見9 メタル線の撤去に係る紛争に当たっては、公正競争の確保という視点がもっとも重要。</p> <ul style="list-style-type: none"> 本件の紛争解決にあたっては、公正競争の確保という視点がもっとも重要であり、撤去情報開示の在り方等に関する事前のルール整備が紛争の未然処理に有効であると考えます。従って、これらのルールについて早期に整備されることを希望します。 <p>(ソフトバンクグループ)</p>	<p>考え方9</p> <p>撤去情報開示の在り方等の事前のルール整備に関するご指摘については、規制当局（総合通信基盤局）に対するご要望として承る。</p>
		<網改造等による費用負担>	

28	6	<p>意見 10 網改造料の費用負担の問題については、相当の期間と労力がかかることがあり、このような場合に委員会がどのように関わるか今後の課題。</p> <p>本件については弊社グループも当該機能の約款認可申請時のパブコメや提供事業者との協議を継続して行っているところです。</p> <p>今回本案に掲示いただいたことは大変有意義であり、問題自体の認識があいまいであったと思われる提供事業者にも一石を投じたものと評価いたします。</p> <p>なお、本件に関する問題については、昨年の約款申請時の審議会コメントからも含め長くの時間が経過しており、しかも未だ提供事業者と全関係事業者協議との協議は始まったばかりです。</p> <p>時間的には相当の期間と労力が関係事業者にはかかっており、このようなケースの場合貴委員会がどのように関るかは今後の課題と考えます。</p> <p>(ジュピターテレコム)</p>	<p>考え方 10</p> <p>網改造料の案分方法については、まずは事業者間の協議による解決に努め、そうした協議によって解決困難なものについて、当委員会のあっせん等により解決を目指すことが望ましいと考える。</p> <p>なお、電気通信事業法の規定に基づくあっせん等の申請についてはいつでも自由に行うことができるとともに、当委員会においては「電気通信事業者」相談窓口を開設し、事業者からの相談等に随時対応しており、積極的にご利用いただきたい。</p>
28	15	<p>意見 11 網改造料の費用負担に係る紛争解決の対応について賛同。</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本的に事業者間協議での合意に委ねつつ、多様な精算方法の可能性について示唆する方針に賛同します。 なお、紛争解決にあたっては、まず網改造の経緯や、網改造による便益の波及先、按分方法の適正性について、十分に検証を行う必要があると認識しています。 <p>(ソフトバンクグループ)</p>	<p>考え方 11</p> <p>本案に対して賛成のご意見と承る。</p>
<競争評価結果の注視>			
30	7	<p>意見 12 委員会が総務省の推進する各種施策の活用等を図ることは基本的に有意義であるが、競争評価の取扱いについては、手法の全般的な見直しを踏まえて、慎重に判断すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> 紛争処理委員会が、総務省の推進する各種施策との融合・協調・活用を図っていくことは基本的に有意義であると考えます。 但し、競争評価については、その評価手法が十分に精緻化されていない面もある為、今後予定されている競争評価手法の全般的な見直しの結果を踏まえてから、その取扱いについて慎重に判断すべきであると考えます。 <p>(ソフトバンクグループ)</p>	<p>考え方 12</p> <p>本案に対して賛成のご意見と承る。</p> <p>ご指摘の点に留意しながら、競争評価結果を注視して参りたい。</p>

3. 【今後の電気通信事業紛争処理委員会の在り方（第4章関係）】

頁	行	意見	考え方
		<委員会の実績及び評価>	
—	—	<p>意見13 事業者間の紛争が迅速に解決されており、公正な競争環境整備を行う上で重要な役割を果たしている。</p> <p>1. 現在の紛争処理委員会について 以前は事業者間の個別協議により紛争が多発・長期化しておりましたが、紛争処理委員会の設置以降、事業者間の紛争が迅速に解決されるようになったことから、相互接続の円滑化に相当程度寄与しているものと考えます。 また、紛争事例の概要の公表等を通じ、事業者側にも予測可能な先例が確立され、公正競争環境整備において、重要な役割を担っていると認識しております。</p> <p style="text-align: right;">(KDDI)</p> <p>当委員会の設置は、国民にとって公正な競争が担保され、健全な市場環境が育成されることになり歓迎すべきことと考える。 更に、当委員会の活動内容・状況を広く国民に啓蒙することが望まれる。 (ケーブルテレビ連盟)</p>	<p>考え方13</p> <p>今後も、引き続き、電気通信事業分野における紛争処理の専門機関として、迅速かつ円滑な紛争解決に努め、公正な競争環境の整備を行う上で重要な役割を担っていききたい。</p>
		<新たな課題の解決における委員会の基本的な役割・意義>	
33	9	<p>意見14 引き続き、柔軟で適切な解決策を提示、必要に応じて、ルール整備へのフィードバックを迅速に行うという方針に賛同。</p> <p>・ 引き続き、紛争処理委員会の諸機能を活用し、柔軟で適切な解決策を提示するとともに、必要に応じて、総務大臣への勧告等を通じ、ルール整備へのフィードバックを迅速に行っていくという方針に賛同します。 (ソフトバンクグループ)</p>	<p>考え方14</p> <p>本案に対して賛成のご意見と承る。</p>
		<透明性の確保>	
34	8	<p>意見15 今後も情報公開等透明性の確保を基本に置き、活動していただきたい。</p> <p>・ また、透明性確保の為、積極的な情報公開に努めていくという方針にも賛</p>	<p>考え方15</p> <p>本案に対して賛成のご意見と承る。</p>

		<p>同します。</p> <p>(ソフトバンクグループ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 紛争処理においては情報公開等透明性の確保は、極めて重要なことと考える。 <p>これまでの当委員会の活動のあり方が、電気通信事業者に対し信頼感を醸成してきたと考える。今後も情報公開等透明性の確保を基本に置き、活動されることを望む。</p> <p>(ケーブルテレビ連盟)</p>	
37	10	<p>意見16 紛争解決の判断基準となる規範等の客観性・透明性・中立性が確保されていない段階での紛争は、紛争処理ではなく研究会等で更なる検討を行い慎重に判断すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ IP化の進展により様々なビジネスモデルが登場し、競争も、またそれに伴う紛争も多様化することが考えられるため、まず紛争処理機能強化ありきではなく、競争の激化と業界の複雑化を踏まえ、透明性・客観性・中立性を従来以上に確保するための議論が必要と考えます。 ・ 従って、p37、紛争当事者の範囲の柔軟な見直しにおいて「垂直統合型をはじめとする多様な事業形態の出現が予想されることから、電気通信事業者を一方当事者とし、例えば上位レイヤーの事業者（電気通信事業者ではない者）等を他方当事者とする場合の紛争も取り扱えるようにする」とありますが、異質な両当事間の紛争につき透明性・客観性・中立性を従来以上に確保する必要があるため、判断基準となる規範もしくは尺度が事前に明らかにされるべきであるとともに、規範もしくは尺度の客観性・透明性・中立性が確保されていない段階での紛争においては、紛争処理スキームで結論を出すのではなく研究会等で更なる検討を行い慎重に判断されるべきであるため、その旨の記載が追加されるべきと考えます。 <p>(NTTドコモ)</p>	<p>考え方16</p> <p>明確な事前ルールが存在しないような紛争の処理が、まさに当委員会の役割であり、その過程で示したあっせん案等が先例となることや得られた知見を勧告等によりフィードバックすることの意義は大きいものとする。</p> <p>ただし、それに当たっては、透明性の確保のほか、ご指摘の客観性及び中立性の確保についても重要であることから、記述を一部修正する。</p> <p>なお、事前ルールを研究会等の検討に基づき策定することについては、規制当局（総合通信基盤局）において、適切に対処すべきものとする。</p>
		<専門性の向上>	
34	12	<p>意見17 専門性の向上については賛同。ただし、定常的な調査研究活動の実施に当たっては、既に行政において実施している調査</p>	<p>考え方17</p>

		<p style="text-align: center;">研究活動との重複が生じないように留意すべき</p> <ul style="list-style-type: none"> 電気通信分野の競争状況・事業実態・事業慣行、関連技術の動向、競争政策の動向、関連する法規範・経済理論等必要な知見を蓄積する等により、その専門性の向上に努めるという方針に賛同します。 但し、定常的な調査研究活動の実施にあたっては、総務省をはじめとする行政において、既に実施している調査研究活動との重複が生じないように留意すべきであると考えます。 また、委員会の体制整備については、情報通信技術分野の専門家のみならず、適宜、その他の必要と思われる分野の専門家の登用についても積極的に取り組んで頂くことを希望します。 <p style="text-align: right;">(ソフトバンクグループ)</p>	<p>本案に対して賛成のご意見と承る。</p> <p>また、委員会による定常的な調査研究活動の実施に当たっては、ご指摘の点にも留意して参りたい。</p> <p>なお、本案においては、電気通信事業分野における急速な技術の進展に伴う技術的な知見の重要性を踏まえ、「情報通信技術分野」の専門家の確保について、特に言及しているが、もとより、その他の分野の専門家についても、必要に応じ、十分確保すべきと考える。</p>
		<委員会利用の利便性の向上等>	
35	8	<p>意見18 委員会利用の利便性の向上等を図るための取組について賛同。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「手続き面での事業者の負担の軽減」、「周知活動の強化等利用しやすい環境づくり」という二本柱で、利便性の向上を図るという方針に賛同します。 <p style="text-align: right;">(ソフトバンクグループ)</p>	<p>考え方18</p> <p>本案に対して賛成のご意見と承る。</p>
36	3	<p>意見19 「相談窓口」制度を広く周知するための啓蒙活動を行うべき。</p> <p>「電気通信事業紛争処理相談窓口」制度の周知が、今後の公正な競争環境の構築につながるものとする。</p> <p>したがって、当制度を広く周知するための啓蒙活動（キャンペーン等）を行うなどの工夫を図るべきである。</p> <p style="text-align: right;">(ケーブルテレビ連盟)</p>	<p>考え方19</p> <p>ご指摘の点に留意しつつ、周知活動の強化等を行って参りたい。</p>
35	21	<p>意見20 相談窓口の開設や手続き面での電気通信事業者に対する負担軽減は歓迎するが、事務局員が直接現地に出向いて状況を確認する体制整備も必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談窓口の開設は、問題を抱える電気通信事業者にとっては極めて効果的な制度であり、また、地方の電気通信事業者の負担に配慮した体制整備は有益であるとする。 	<p>考え方20</p> <p>従前より、相談やあっせん等を行うに当たって、必要に応じ、直接現地に出向き状況を確認するといったことは行っているが、ご指摘の点に留意しつつ、今後も、引</p>

		<p>しかしながら、IP化の進展に伴い明確なルールが無い事例や、従来においては予測し難い事例も発生すると思われるため、紛争事例の発生現場に近いところでの木目細かい情報収集・蓄積を行う必要があると考える。</p> <p>(ケーブルテレビ連盟)</p> <p>地方に拠点を置く電気通信事業者にとって、テレビ会議の利用は相談の負担を軽減することになり歓迎すべきことである。しかし、「現地現物主義」の考え方にあるよう、現場でなければ判断し難いこともあるため、事務局員が直接現地に出向いて状況を確認する体制整備も必要と考える。</p> <p>(ケーブルテレビ連盟)</p>	<p>き続き、適切に対応して参りたい。</p>
		<p><競争ルールへの積極的なフィードバック></p>	
36	11	<p>意見21 競争ルールへの積極的なフィードバックを行うことに賛同。</p> <p>引き続き、紛争処理委員会の諸機能を活用し、柔軟で適切な解決策を提示するとともに、必要に応じて、総務大臣への勧告等を通じ、ルール整備へのフィードバックを迅速に行っていくという方針に賛同します。</p> <p>(ソフトバンクグループ)</p> <p>貴委員会の今後の在り方について調査研究活動や通信事業者からの相談等からの知見を積極的に競争ルールにフィードバックを行うことは受動的で、事後処理機関であった貴委員会の存在を向上させるものと評価致します。</p> <p>(ジュピターテレコム)</p>	<p>考え方21</p> <p>本案に対して賛成のご意見と承る。</p>
		<p><あっせん及び仲裁の対象範囲の見直し></p>	
33 36	9 23	<p>意見22 電気通信分野との関係が希薄な分野まで過度に拡大しない等に留意して、対象範囲の拡大について検討するという方針に賛同。</p> <p>・ 紛争処理委員会の活動範囲の拡大に際して、電気通信事業法に加え、関連する法規範や各種事業慣行、経済理論等も考慮しつつ、軸足はあくまで電気通信の健全な発展、利用者利便に資することとするという方針に賛同します。</p>	<p>考え方22</p> <p>本案に対して賛成のご意見と承る。</p>

		<ul style="list-style-type: none"> 電気通信分野との関係が希薄な分野にまで過度に範囲を拡大しないよう留意するとともに、電気通信の発展に資する機関であることを念頭におきつつ、対象範囲の拡大について検討するという方針に賛同します。 なお、その際には、本案にもあるとおり、電気通信事業以外の事業分野との関連も出てくることから、公正取引委員会をはじめとするその他の行政機関との連携を強化し、紛争問題に対処していくことが有効であると考えます。 <p>(ソフトバンクグループ)</p>	
37	1	<p>意見23 対象範囲は独占禁止法第2条(不公正な取引行為)及びN T T法まで拡大すべき。</p> <p>今後、明確なルールが無い事例や、従来においては予測し難い事例も発生すると想定されるため、委員会の対象範囲は電気通信事業法の外に独禁法第2条の「不公正な取引行為(一般指定)」及びN T T法まで範囲を拡大すべきである。</p> <p>「通信・放送融合」に象徴されるよう、今後、明確なルールが無い事例や従来においては予測し難い事例も発生し、紛争発生範囲が拡大することが想定される。</p> <p>また、電気通信事業者間の紛争処理に限らない事例も発生することが想定されるため、委員会は電気通信事業法に限らず独禁法第2条の「不公正な取引行為(一般指定)」及びN T T法までの範囲を含む紛争処理についても関与すべきである。</p> <p>(ケーブルテレビ連盟)</p>	<p>考え方23</p> <p>あっせん及び仲裁の対象範囲の見直しの検討に当たっては、当委員会は、電気通信事業法に基づく、電気通信の健全な発達等に資するための機関であることを念頭に置き、電気通信との関係性が希薄なものにまで拡大することのないよう留意すべきと考えるが、ご指摘の点については、今後の検討に当たって参考とさせていただきたい。</p>
—	—	<p>意見24 対象範囲の見直しに当たっては、具体的なガイドライン等により対象範囲を明示すべき。</p> <p>2. あっせん及び仲裁の対象範囲の見直しについて 紛争処理委員会にて扱われる案件は、電気通信事業の周辺領域へと拡大していくものと見込まれますが、「委員会が取り扱う紛争については、電気通信との関係性が希薄なものにまで過度に拡大することのないよう、十分留意すべきである。(P37)」とのご指摘のとおり、当事者間の自発的な協議を優先すべき一般の商取引に該当する案件との区別が不明確になるおそれが</p>	<p>考え方24</p> <p>当委員会のあっせん及び仲裁の対象範囲については、現在、電気通信事業法等関係法令に規定されているところであり、対象範囲が見直された場合にも同様に法令において明示されることになると考える。</p>

		<p>あると考えます。 従いまして、紛争処理委員会にて扱われる紛争の範囲について、具体的にガイドライン等で明示して戴きたいと考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	
17	1	<p>意見25 コンテンツを販売する事業者と電気通信事業者間の紛争を扱う場合、匿名性を許諾した申請等の制度も検討すべき。</p> <p>前段の電気通信事業の環境変化にあわせて、紛争の対象としてコンテンツを販売する事業者（コンテンツ・アプリケーションレイヤー）と電気通信事業者（プラットフォームレイヤー、通信サービスレイヤー）間の紛争を扱えるように委員会の制度を変更することが必要である。</p> <p>その場合、弱い立場のコンテンツ販売事業者が積極的に委員会機能を利用しやすいように、匿名性を許諾した申請等の制度も検討すべきである。</p> <p>(MCF)</p>	<p>考え方25</p> <p>本案に対して賛成のご意見と承る。</p> <p>匿名性を許諾した申請等の制度に関するご指摘については、あっせん及び仲裁は当事者による合意を導く手続であるため、その性格上なじまないものとする。</p> <p>なお、あっせん及び仲裁の手続については、現在、原則、非公開となっている（電気通信事業紛争処理委員会令第13条）。</p>

4.【その他】

頁	行	意見	考え方
—	—	<p>意見26 市場監視機能の付加を希望。</p> <p>なお、当社グループでは関連パブコメにて度々申し上げておりますが、市場の監視機能を付加していただきたい旨再度提言いたします。</p> <p>前述致しましたが、弊社グループにとって不合理と思われる場合でも現状ではその主張は協議が不調に終わるまで貴委員会に申請が出来ず、実質的に多くの時間と労力が申請までに費やされます。</p> <p>法的な制限等がある中での対応とは考えますが、例えば貴委員会が公正取引委員会との連携を深め、申告がなくとも能動的な情報収集により、よりの確な時期に対応を行う在り方として監視機能の付加を提言いたします。</p> <p>(ジュピターテレコム)</p> <p>また、同時に事前の紛争を防止するために法の精神に照らした市場監視を行うことは、事業機会の喪失・利用者利便性の損失などの予防のために効果的と考えるので、委員会に市場監視機能を追加して紛争処理機能を強化すべきと考</p>	<p>考え方26</p> <p>事業者間の紛争については、まずは、当事者の協議による解決に努めることが望ましいが、そうした協議によっても解決困難な紛争について事後的に解決することで公正有効競争の実現を図るため、当委員会は設立されたもの。</p> <p>今後も、この設立の趣旨を踏まえ、定常的な調査研究活動の実施等により、迅速かつ円滑な紛争処理に努めるとともに、競争ルールへの積極的なフィードバック等を行って参りたいが、ご指摘の点については、こうした取組の有効性を評価した上で、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、電気通信事業法の規定に基づくあっせん等の申請についてはいつでも自由に行うことができるとも</p>

	<p>える。</p> <p>先に、相談窓口の項で述べたが、明確なルールが無い事例や、従来においては予測し難い事例も発生すると思われるため、常に市場動向等を把握しておくことが迅速な紛争処理対応に繋がると考える。</p> <p>調査研究等市場動向を把握し、得た情報を蓄積するだけでなく独占禁止法等法の精神に照らした市場監視を行うことが求められていると考える。</p> <p>したがって、市場監視や紛争処理に対応可能な体制整備のために、公正取引委員会との密接な連携を構築し、また、情報通信技術分野の専門家を委員会に確保するとともに、事務局の人員確保も併せて図ることが望まれる。</p> <p style="text-align: right;">(ケーブルテレビ連盟)</p>	<p>に、当委員会においては「電気通信事業者」相談窓口を開設し、事業者からの相談等に随時対応しており、積極的にご利用いただきたい。</p> <p>また、迅速かつ円滑な紛争処理が行えるよう、公正取引委員会をはじめとする関係機関等との交流及び情報交換を行うことが望ましいと考える。</p>
--	---	--